**○環境省令第十四号**

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項及び第六項の規定に基づき、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

環境大臣　江田　五月

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十号中「次条第二号」の下に「及び第五条第十六号ロ」を加える。

第五条第八号に次のただし書を加える。

ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。

第五条第十六号ロ中「大気有害物質（前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。）」を「令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## 告　示

**○環境省告示第五十三号**

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十三条第二号の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成二十二年環境省告示第二十三号（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準を定める件）は、廃止する。

平成二十三年七月八日

環境大臣　江田　五月

土壌汚染対策法施行規則第四十三条第二号の環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。第四号において同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

二　土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

三　原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

**○環境省告示第五十四号**

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十三条第二号ロの規定に基づき、環境大臣が定める同令第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年七月八日

環境大臣　江田　五月

土壌汚染対策法施行規則（第一号ロ(1)において「規則」という。）第五十三条第二号ロの環境大臣が定める同令第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土地の形質の変更の方法は、次のいずれかの方法とすること。

イ　地下水位を管理して施行する方法

(1)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

(2)　(1)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号ト(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。

(3)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。

(4)　(3)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

ロ　地下水の水質を監視して施行する方法

(1)　当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(2)　(1)の測定の結果、地下水の汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水の汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

二　最も浅い位置にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下この号において同じ。）より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ロ　土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ハ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。